



名護労働基準監督署発表
令和7年10月8日

【照会先】名護労働基準監督署
署長 渋谷 雄太
○監督・安衛課長 酒井 悠太
電話 0980-52-2691

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～フォークリフトを労働者の昇降等，

その主たる用途以外の用途に使用した疑い～

名護労働基準監督署（署長：渋谷^{しぶや} 雄太^{ゆうた}）は、本日、株式会社沖縄県食肉センターほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで那覇地方検察庁名護支部に書類送検しました。

【事件の概要】

被疑者の所有する名護市に所在する農場にて、労働者に汚水原水槽から浄化槽への汚水の移動作業を行わせる際、労働者をフォークリフトに取り付けた搬器に乗せた上でこれを上昇させて、フォークリフトを主たる用途以外の用途に使用した疑い。

1 被疑者

(1)株式会社沖縄県食肉センター

所在地 沖縄県名護市(法人所在地 南城市大里字大城)

(2)当該事業場 場長

2 違反被疑条文

被疑者について、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

労働安全衛生規則第151条の14（主たる用途以外の使用の制限）

同法第27条第1項

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

（別添「関連条文一覧」参照）

3 被疑内容

労働安全衛生法では、「車両系荷役運搬機械等（別添「関連条文一覧」参照）を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない」ことが規定されています。被疑者は、自身の雇用する労働者に作業を行わせる際に、フォークリフトに取り付けた搬器に乗せた上でこれを上昇させて、フォークリフトを主たる用途以外の用途に使用した疑いがあるものです。

なお、当該事業場では、令和7年4月24日にフォークリフトに乗せた労働者が浄化槽内に墜落し、浄化槽内の汚水内でおぼれて死亡する災害が発生しました。

4 その他

フォークリフトに起因する災害は、死亡または重篤な災害に結びつきやすいことから、労働災害防止の徹底を図るため、名護労働基準監督署では、引き続き事業場への立入調査等を行っていくとともに、法違反を伴う死亡災害等の重大な事案については、書類送検を行うなど厳正に対処していく方針です。

関連条文一覧

○労働安全衛生法（昭和47・6・8 法律第57号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

（以下 略）

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

（第二項 略）

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（以下 略）

（両罰規定）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和47・9・30 労働省令第32号）（抄）

（定義）

第一五一条の二 この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 フォークリフト

（以下 略）

（主たる用途以外の使用の制限）

第一五一条の一四 事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りではない。